

(環境省那覇自然環境事務所管内) 「希少種保護増殖等専門員」を募集します

1. 募集職種

希少種保護増殖等専門員（期間業務職員の国家公務員）

2. 募集地及び募集人員

(1) 奄美自然保護官事務所（奄美地区）

（奄美野生生物保護センター）

- ・勤務地：鹿児島県大島郡大和村思勝字腰ノ畑551
- ・募集人員：1名



アマミノクロウサギ

(2) やんばる自然保護官事務所（やんばる地区）

（やんばる野生生物保護センター）

- ・勤務地：沖縄県国頭郡国頭村字比地263-1
- ・募集人員：1名

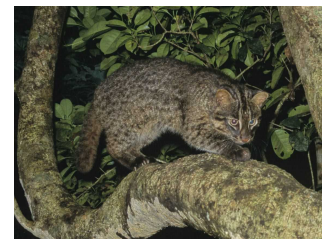


ノグチゲラ

(3) 西表自然保護官事務所（西表地区）

（西表野生生物保護センター）

- ・勤務地：沖縄県八重山郡竹富町字古見
- ・募集人員：1名



イリオモテヤマネコ

3. 業務内容

那覇自然環境事務所の野生生物課が行う種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の保護増殖事業を円滑に推進するため、専門的知識をもって主に以下の業務を補佐します。

(1) 奄美自然保護官事務所（奄美地区）

- ①国内希少野生動植物種（オオトラツグミ、アマミヤマシギ、アマミノクロウサギ）の保護増殖事業及びその対象地区の野生生物保護に関する現地調査、データ収集、データ解析、普及啓発、事業等の企画、立案、実施、補助及び傷病対応、死亡個体管理の実施等
- ②国内希少野生動植物種を含む対象地区の生態系保全のためのマングース等外来生物防除に関する企画、立案、書類作成・整理、現地調査、データ収集、データ解析、普及啓発等の実施
- ③その他上記に関連する業務

(2) やんばる自然保護官事務所（やんばる地区）

- ①国内希少野生動植物種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナガコガネ、ノグチゲラ）の

保護増殖事業及びその対象地区の野生生物保護に関する現地調査、データ収集、データ解析、普及啓発、事業等の企画、立案、実施、補助及び傷病対応、死亡個体管理の実施等

- ②対象地区の生態系保全のためのマングース等外来生物防除に関する企画、立案、書類作成・整理、現地調査、データ収集、データ解析、普及啓発等の実施
- ③その他上記に関連する業務

(3) 西表自然保護官事務所（西表地区）

- ①国内希少野生動植物種（イリオモテヤマネコ）の保護増殖事業及びその対象地区の野生生物保護に関する現地調査、データ収集、データ解析、普及啓発、事業等の企画、立案、実施、補助及び傷病対応、死亡個体管理の実施等
- ②対象地区の生態系保全のための外来生物防除に関する企画、立案、書類作成・整理、現地調査、データ収集、データ解析、普及啓発等の実施
- ③その他上記に関連する業務

4. 採用要件

- (1) 動物生態学、保全生物学又は関連分野に関する博士、または、同分野に関する学士又は修士で野生生物の保護に係る分野の調査等に関する3年以上の実務経験を有すること（修士課程で関連した調査等に従事した期間も含む。）
- (2) 対象区域内の現地調査等が可能であること。
- (3) 業務を行うに際し、関係機関等との調整を円滑に遂行できること。
- (4) 普通自動車運転免許以上を取得していること。
但し奄美地区はマニュアル車の運転免許を取得又は取得見込みがあること。
- (5) パソコンを使った電子メールによる連絡・相談、基本的なパソコン操作(Microsoft Word, Excel, Powerpoint等)及びデジタルカメラ編集ソフト、ArcGISを含むGISソフトの操作が業務において支障なく行えること。
- (6) 公務に対する強い関心と、国民全体の奉仕者として働く熱意を有すること。
- (7) 心身ともに健康で、任用予定期間中継続して勤務が可能であること。
なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。
 - 日本国籍を有しない者
 - 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

5. 雇用条件

- (1) 雇用期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
なお、勤務成績が良好な場合は、次年度以降も再雇用される見込みがあります。
ただし、最長継続期間は3年となります。
- (2) 勤務日数
週5日勤務
原則として土曜、日曜及び祝祭日は休日

業務の都合により、休日に勤務した場合には振り替えまたは代休を取ることができません。

なお、6ヶ月間規定日数以上の勤務を行うと10日の年次休暇が取得可能になります。

- (3) 勤務時間
午前8時30分から午後5時15分までの7時間45分間
(休憩時間は正午12時から午後13時)

(4) 給与関係

①別に定める給与取扱いによりますが、日額計算の月額払い（翌月払い）となります。大学卒の場合で概ね日額9,130円。経験年数により加算があります。上限は13,610円。また、社会保険等の自己負担があります。

②手当関係

期末手当、勤勉手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当、旅費を支給します。

※勤務地への赴任に要する旅費は支給しません。

③社会保険

雇用保険、社会保険に加入（一部自己負担）。1年間規定日数以上勤務した者は共済組合に移行します。

6. 応募方法

次の（1）～（3）を下記の申込先あてに郵送して下さい。

(1) 履歴書（市販のもの）に必要事項を記入したもの 1部

（記入上の注意事項）

※ 勤務希望地区を第3希望まで記入できます。

※ 応募動機を記入して下さい。

※ 必要に応じて、資格、経歴、自己PR等を別紙（A4版2枚以内を目処）で添付してもかまいません。

※ 連絡先の住所、電話番号（携帯電話番号を含む）を明記してください。

(2) ①学位の取得を証明する書類（学位記のコピー又は証明書。最終学歴のもののみで可）

②調査研究、実務経験実績の資料（様式自由（A4、2枚以内）、執筆論文等あれば添付）

③小論文 1部

様式：A4版の400字詰原稿用紙に横書きで1200字以内（パソコン作成可）

テーマ：下記テーマを参照の上、勤務希望地区の業務内容とご自身の専門性を踏まえて記述してください。

「希少種保護増殖等専門員としてどのような面で野生生物保護等業務へ貢献できるか」

(3) 返信用封筒1通（A4版が入る封筒に住所と氏名を書いて140円切手を貼付して下さい）

〈申込先〉

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階

那覇自然環境事務所総務課

「希少種保護増殖等専門員公募係」 宛

7. 応募期間

平成29年2月2日（木）から平成29年2月14日（火）まで（必着）

※応募用紙類は郵送してください。

※2月15日以降に配達されたものは無効となります。

8. 選考方法

(1) 一次選考

書類審査：提出いただいた履歴書及び小論文により審査を行います。履歴書には、必要

に応じ4. 採用要件を証明する書類の写しを添付してください。

※ 一次選考結果については本人宛通知します。

※ また、一次選考合格者には面接の日時、場所を連絡します。

(2) 二次選考

一次選考合格者に対し面接を行います。

日時：平成29年2月中、下旬

会場：那覇自然環境事務所会議室（予定）

※ 最終選考結果については、本人宛通知します。

※ なお、選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承下さい。

【問い合わせ先】

那覇自然環境事務所

「希少種保護増殖等専門員 公募係」

電 話 098-836-6400

F A X 098-836-6401

担 当 高橋・瀧口